㈡　都道府県知事は、有料老人ホームの設置等の届出がされたときは、遅滞なく、その旨を、当該届出に係る有料老人ホームの設置予定地又は所在地の市町村長に通知するものとすることとした。（第二九条第四項関係）

㈢　市町村長は、設置等の届出がされていない疑いがある有料老人ホーム（登録住宅を除く。）を発見したときは、遅滞なく、その旨を、当該有料老人ホームの設置予定地又は所在地の都道府県知事に通知するよう努めるものとすることとした。（第二九条第五項関係）

四　地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の一部改正関係

1　社会保険診療報酬支払基金の業務の特例に関する事項

社会保険診療報酬支払基金は、当分の間、医療機関等が行う地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するための医療機関等の提供する医療に係る情報化の促進に要する物品を調達し、及び提供する業務（医療機関等の申出に応じて当該物品を調達し、及び提供する業務を含む。）を行うものとすることとした。（附則第一条の二関係）

2　国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資する情報の分析等の推進に関する事項

㈠　高齢者の医療の確保に関する法律の規定により厚生労働大臣から委託を受けて医療保険等関連情報を収集する者、介護保険法の規定により厚生労働大臣から委託を受けて介護保険等関連情報を収集する者その他の保健医療等情報（法律の規定に基づき調査若しくは分析又は利用若しくは提供が行われる医療保険等関連情報、介護保険等関連情報その他の情報であってその調査若しくは分析又は利用若しくは提供が国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資するものをいう。以下同じ。）を収集する者として厚生労働省令で定める者は、保健医療等情報を正確に連結するため、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会（以下「支払基金等」という。）に対し、当該保健医療等情報に係る医療保険被保険者番号等を提供した上で、保健医療等情報を正確に連結するために必要な情報として厚生労働省令で定めるものの提供を求めることができるものとすることとした。（第一二条第一項関係）

㈡　支払基金等は、㈠による求めがあったときは、電子資格確認の事務に係る医療保険被保険者番号等を利用し、保健医療等情報を正確に連結するために必要な情報として厚生労働省令で定めるものを提供することができるものとすることとした。（第一二条第二項関係）

㈢　支払基金等は、㈡による情報の提供及びこれに附帯する業務を行うものとすることとした。（第二四条及び第三五条関係）

㈣　政府は、予算の範囲内において、支払基金等に対し、㈡による情報の提供に要する費用の一部を補助することができるものとすることとした。（第三九条関係）

五　社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の一部改正関係

平成二九年度から令和八年度までの間に介護福祉士の養成施設を卒業した者については、当該卒業した日の属する年度の翌年度の四月一日から五年間、介護福祉士となる資格を有するものとすることとした。（附則第六条の二第一項関係）

六　検討規定

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすることとした。（附則第二条関係）

七　施行期日等

1　経過措置等

この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うものとすることとした。（附則第三条～第九条関係）

2　施行期日

この法律は、令和三年四月一日から施行することとした。ただし、次の事項は、それぞれに定める日から施行することとした。

㈠　四の1及び五　公布の日

㈡　一の2及び四の2　公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

◇聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（法律第五三号）（総務省）

1　目的

電話が即時に隔地者間の意思疎通を行う手段として重要な役割を担っていることに鑑み、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関し、国等の責務、総務大臣による基本方針の策定、電話リレーサービス提供機関の指定、電話リレーサービスの提供の業務に要する費用に充てるための交付金の交付等について定めることにより、聴覚障害者等の自立した日常生活及び社会生活の確保に寄与し、もって公共の福祉の増進に資することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　定義

㈠　「聴覚障害者等」とは、聴覚、言語機能又は音声機能の障害のため、音声言語により意思疎通を図ることに支障がある者をいうこととした。（第二条第一項関係）

㈡　「電話リレーサービス」とは、次のいずれにも該当するものをいうこととした。（第二条第二項関係）

(1)　聴覚障害者等からの電気通信回線を通じた求めに応じ、当該聴覚障害者等が指定した者に電話をかけ、手話その他総務省令で定める方法により、当該聴覚障害者等と当該電話を受けた者の意思疎通を仲介すること。

(2)　聴覚障害者等宛ての電話を受けて、当該聴覚障害者等に電気通信回線を通じてその旨を連絡し、手話その他総務省令で定める方法により、当該電話をかけた者と当該聴覚障害者等の意思疎通を仲介すること。

3　責務

㈠　国は、関係者と協力して、4の㈠の基本方針及びこれに基づく施策の内容について、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととした。（第三条第一項関係）

㈡　国は、教育活動、広報活動等を通じて、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならないこととした。（第三条第二項関係）

㈢　地方公共団体は、国の施策に準じて、必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととした。（第四条関係）

㈣　電話提供事業者は、自らが果たす役割の重要性に鑑み、情報通信技術その他の技術を活用し、必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととした。（第五条関係）

㈤　国民は、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化の重要性について理解を深めるとともに、必要な協力をするよう努めなければならないこととした。（第六条関係）

4　基本方針

㈠　総務大臣は、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないこととした。（第七条第一項関係）

㈡　基本方針においては、次に掲げる事項を定めることとした。（第七条第二項関係）

(1)　聴覚障害者等による電話の利用の円滑化の意義に関する事項

(2)　聴覚障害者等による電話の利用の円滑化のための施策に関する基本的な事項

(3)　電話リレーサービス提供業務の実施方法及び電話リレーサービスの利用に係る料金に関する事項その他電話リレーサービス提供業務に関する基本的な事項

(4)　(1)から(3)までに掲げるもののほか、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する重要事項

㈢　総務大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、聴覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、厚生労働大臣に協議しなければならないこととした。（第七条第三項関係）